

動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成 30 年 2 月 21 日～平成 30 年 3 月 22 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1 通
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要*	食品安全委員会の回答
1	<p>意見：本審議結果（案）に基づき、動物用医薬品、飼料添加物の食品健康影響評価においては、指標残留または暴露評価対象物質についても検討することを要望します。</p> <p>理由：本審議結果（案）の評価の基本的な考え方では、「評価は、評価対象物質、代謝物及び分解物の食品への残留性、毒性試験成績等の情報に基づき、科学的かつ総合的に行う」とあります。</p> <p>動物用医薬品、飼料添加物は投与動物体内で代謝を受ける場合があるため、食用動物への残留は投与物質だけとは限られず、また、残留する代謝物が未変化体と同等以上の毒性を有する場合や、毒性に関する情報が不十分な場合もあると思います。</p> <p>これらのことから、ADI 設定においては適切な指標残留の考察も行い、リスク管理機関へ答申することが望ましいと考えます。</p> <p>リスク管理機関においても、指標残留について検討し、残留基準を設定していますが、ひとつひとつの評価品目について、代謝、残留から毒性までを詳細に評価している食品安全委員会においても検討す</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>ばく露評価対象物質については、本指針（案）の第 1 章第 3 の評価の基本的な考え方の中で、『「評価は、評価対象物質、代謝物及び分解物の食品への残留性、毒性試験成績等の情報に基づき、科学的かつ総合的に行う。」また、「動物用医薬品は、動物の体内で代謝又は分解を受ける。この代謝又は分解の過程で動物用医薬品の親化合物と同等又は同等以上の毒性を有する化合物が生成されることがあり、この化合物が畜水産物を介してヒトの体内に取り込まれることも想定される。このため、評価は、親化合物の評価に加え、畜水産物を介してヒトに悪影響を及ぼすおそれがある親化合物に由来する化合物についても、必要に応じて検討する。』』としております。指標残留について何を指すか不明ですが、これまでの評価でも、得られたデータの範囲内で、主要な代謝物の毒性も考慮しつつ総合的に評価しています。これは国際的な考え方や評価方法とも同様です。</p>

ることが適切と考えます。評価指針の審議においても、食品安全委員会が行う食品健康影響評価の内容を、将来的にはコーデックス委員会のリスク評価に一致させる必要があるとのお話がありましたが、現時点でも一歩前進させることは可能と思います。

また、食品安全委員会農薬専門調査会では、「農薬の食品健康影響評価における暴露評価対象物質に関する考え方について」を定めています。本審議結果（案）の目的に示された、「評価分野間における評価方法の整合」の観点からも、指標残留または暴露評価対象物質の検討は必要ではないでしょうか。

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。